

海外展開審査委員会審査要領

秋田市海外展開推進関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第13条の規定に基づき、海外展開審査委員会（以下「審査会」という。）において、別紙「秋田市海外展開推進関係補助金審査基準」（以下「審査基準」という。）に照らし、評価点を基に協議し事業採択者を選定する。

1 審査の概要

(1) 事務局による事前審査

申請要件および申請書類に不備がないかを確認し、必要に応じ申請者に対してヒアリングを実施する。また、審査基準に基づき評価点を付する。

(2) 審査委員による審査

有識者による意見を交え事前審査の評価について協議した後、審査委員による評価を行い、事業採択者を決定する。

2 審査の方法

(1) 審査会

交付要綱第 9 条に基づき、産業振興部職員 3 名および有識者 2 名で構成する。

(2) 審査の手順

ア 事務局から事前審査の評価を報告する。

イ 事前審査の内容について委員間で総合的観点から協議を行う。

ウ 審査委員による評価を行い、合計評価点を集計し順位を付ける。

エ 合計評価点が最低基準以上の者について、上位の者から予算内で事業採択者に決定する。

(3) 合計評価点が同点となった場合

合計評価点が同点となった場合は、審査項目 1 「秋田市の目指す今後の貿易振興施策の基本方針との整合性」の合計点の高い者を上位とする。なお、審査項目 1 の合計点も同点の場合は、審査項目 2 「事業計画内容の優位性」、審査項目 3 「事業の実現可能性」の順で各合計点の高い者を上位とする。各項目とも同点の場合は、協議により上位を選定する。

秋田市海外展開推進関係補助金審査基準

海外展開審査委員会の各委員は、様式第3号および第5号により事業計画を次の項目ごとに評価し、審査基準に基づき評価点を付する。

なお事業採択のための最低基準は、各委員の合計評価点の平均で30点満点中20点以上とする。

審査項目と評価点の配点

1 秋田市の目指す今後の貿易振興施策の基本方針との整合性

(1) 秋田市貿易対象地域での事業展開

本市貿易関連対象地域である対岸諸国（ロシア（極東地方）、中国、韓国）、台湾およびASEANで事業を実施する申請者への配点を高くする。

配点

3 対象地域で事業を実施

1 対象地域以外で事業を実施

(2) 貿易参入の促進

海外事業に新たに参入し、補助の必要性が高い事業への配点を高くする。

配点

4 対象地域での事業活動が新規で、販売ルート of 構築や取引先の開拓などが必要と判断される事業

3 対象地域での事業活動が5年以内の事業

1 対象地域での事業活動が5年以上の事業

(3) 秋田港コンテナ利用度

秋田港からの国際コンテナ取扱量が拡大する申請者への配点を高くする。

配点

3 前年利用実績よりコンテナ取扱量が拡大する

1 将来コンテナ取扱量が増える可能性がある

(4) 対象商品の生産地

補助事業対象商品が、秋田産品である申請者への配点を高くする。

配点

5 対象商品の全部もしくは一部が、秋田市内で生産されている

3 対象商品の全部もしくは一部が、秋田県内で生産されている

1 上記以外

2 事業計画内容の優位性

(1) 事業実施の効果

販路の開拓や拡大につながり得る事業への配点を高くする。

配点

- 3 販路の開拓や拡大が大いに期待できる
- 2 販路の開拓や拡大に一定の効果が期待できる
- 1 販路の開拓や拡大が期待できない

(2) モデル事業としての期待度

他の市内事業者のモデルとなるような事業への配点を高くする。

配点

- 3 モデル事業として大いに期待できる
- 2 モデル事業として期待できる
- 1 モデル事業として期待できない

(3) 対象商品の優位性

海外での商品競争力が高い事業への配点を高くする。

配点

- 3 海外での商品競争力が大いに期待できる。
- 2 海外での商品競争力が期待できる。
- 1 海外での商品競争力が期待できない。

3 事業の実現可能性

(1) 実施体制

事業を実施するのに十分な体制（事業の専門部署や担当者）が整っている申請者への配点を高くする。

配点

- 3 十分な体制が整っている
- 2 体制が整っている
- 1 改善すべき課題がある

(2) 実施方法・手順

事業の実施手法や手順が優れている申請者への配点を高くする。

配点

- 3 特に優れている
- 2 優れている
- 1 改善すべき課題がある